

## ◎ 災害救助法適用地域の在学生・入学予定者に対する学費等減免

(目的)

「災害救助法適用地域」の被災世帯の在学生または入学予定者に対する学費等を免除します。

(対象者)

免除対象者は次のいずれかに該当すると認められる者とします。

- ① 「災害救助法適用地域」の被災世帯の在学生または入学予定者
- ② 学費等納付者(家族等)が「災害救助法適用地域」に単身赴任または出張等で重度の被災(死亡・行方不明・重傷)をした場合

(免除内容)

在学生及び入学予定者の学費等の全期分または半期分を免除。

但し、免除期間は最大限1年とします。

(備考)

- ・被災の程度に応じ、本学の審査を経て一定の免除をします。
- ・東日本大震災・原発事故に伴う被災に関する学費等免除は別途規定を設け、2011年度在学学生全員を対象とし、既に受付を終了しました。

(問い合わせ先)

詳細について、在学学生は学生支援センター、入学予定者及び受験者は入試・広報室までお問い合わせ下さい。

電話番号：0470-73-4111 (代表)